

奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和三年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例（令和三年七月奈良県条例第九号）の施行期日は、令和三年十二月二十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。